

# 個人の所得水準の 底上げを 推進します！

## 所得拡大促進税制

従業員の賃金増加を促進するための制度の要件を緩和します。

給与等支給額を増加させた場合、  
増加額の10%を  
法人税<sup>※1</sup>から税額控除する  
制度の要件<sup>※2</sup>を緩和します。

※1: 上限は法人税納付額の10% (中小企業は20%) までです。

※2: 給与等支給増加率の要件を5%から2%に変更します。  
[平成25年度、平成26年度のうち平成26年4月1日以降に事業を終了する事業年度の場合]

## この税制のしくみ

給与等支給額を増加させた場合、基準事業年度からの増加額の10%を税額控除する制度です。確定申告の際に申請してください。

□3つの要件を全て満たす必要があります。

要件①: 基準事業年度と比べて、従業員への給与の総額(雇用者給与等支給額)が5%以上増加していること。

要件②: 前年度と比べて、従業員への給与の総額(雇用者給与等支給額)が減っていないこと。

要件③: 前年度と比べて、1人あたりの平均給与(平均給与等支給額)が減っていないこと。

※基準事業年度、雇用者給与等支給額、平均給与等支給額の定義についての詳しい内容はHPをご覧ください。

## 主な見直し内容

(見直し内容は、平成26年4月1日以降に事業を終了する事業年度に適用。)

□基準事業年度からの雇用者給与等支給額増加要件を「5%」から、以下のとおり改めるとともに、適用期限を2年間延長します。(平成30年3月末日まで)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現行	5%	5%	5%	—	—
改正案	2%	2%	3%	5%	5%

2年間延長 →

□「平均給与」(平均給与等支給額)の比較対象を、「継続雇用者に対する給与等」(=退職者・再雇用者・新規採用者等含まず)に見直します。

## 見直し後の適用条件のイメージ

[適用条件のイメージ]

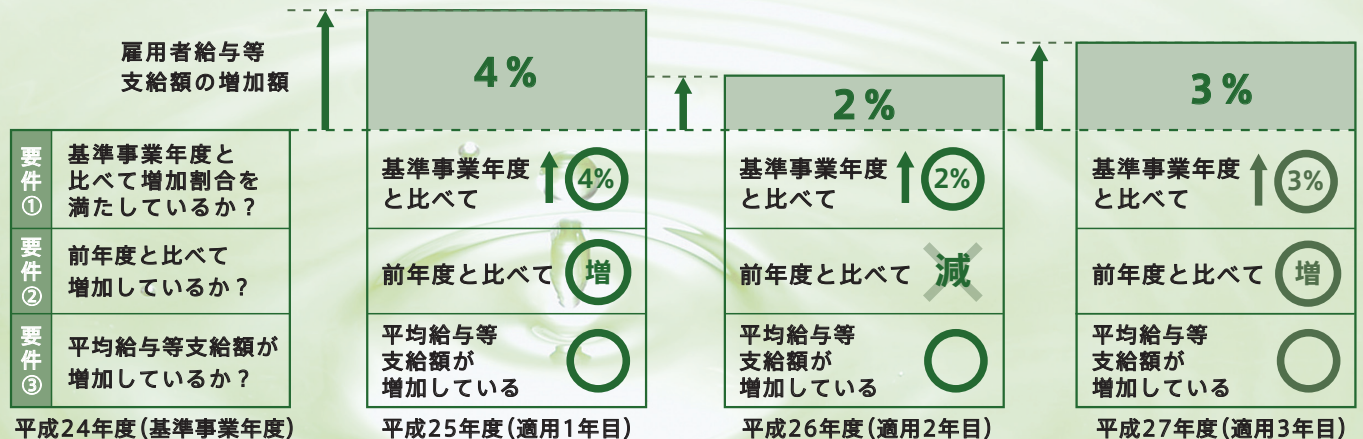
増加額の10%の税額控除

法人税額の10%(中小企業等は20%)を限度

適用 ○

適用 ✕

適用 ○



## 所得拡大促進税制についてのお問い合わせ

北海道経済産業局 地域経済課 TEL:011-709-1782  
 東北経済産業局 地域経済課 TEL:022-221-4876  
 関東経済産業局 産業人材政策課 TEL:048-600-0358  
 中部経済産業局 産業技術・人材・情報政策課 TEL:052-951-2774  
 中部経済産業局北陸支局 地域経済課 TEL:076-432-5518

近畿経済産業局 地域経済課 TEL:06-6966-6011  
 中国経済産業局 地域経済課 TEL:082-224-5684  
 四国経済産業局 地域経済課 TEL:087-811-8513  
 九州経済産業局 産業人材政策課 TEL:092-482-5504  
 沖縄総合事務局 地域経済課 TEL:098-866-1730

経済産業省 経済産業政策局 産業人材政策室 (直通)03-3501-2259

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/>

所得拡大促進税制

検索

経済産業省